

# 全国トラック事業グループ保険

## 災害保障特約付団体定期保険

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、保障内容、保険料、保険金額および保険期間等がご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

### この制度の 特色

- ① 割安な掛金で大きな保障
- ② 診査なしで加入手続きも簡単
- ③ 保険期間は1年で毎年更新
- ④ 掛金は全額損金（必要経費）算入
- ⑤ 剰余金が生じた場合は配当金として還付



社団法人 全日本トラック協会  
事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

**24時間保障!!** (業務中、業務外)  
を問わず

**死亡および不慮の事故によ**

## 加入・増額の資格

- ① 社団法人全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会の会員事業者の役職員および各トラック協会の役職員
- ② 日本貨物運送協同組合連合会の会員組合並びに傘下協同組合所属の組合員事業者の役職員および会員組合並びに傘下協同組合の役職員で、効力発生日現在、健康で正常に勤務されていれば、70歳6ヵ月まで新規加入ができます。また、この制度に一旦加入されますと以降、更新日にたとえ傷病加療中であっても、前年加入口数かつ「年齢別・加入口数限度額」の範囲内で75歳6ヵ月まで継続いただけます。

## 保険期間

保険期間は毎年5月1日（効力発生日）より翌年の4月30日までの1年間とし、以降、毎年5月1日付で既加入者の方は特にお申し出のない限り自動的に更新して継続します。

## 中途加入の取扱い

保険期間の中途加入は取扱いますが、保険期間は翌年の4月30日までとし、以降は毎年5月1日付で自動的に更新して継続します。

## 配当金

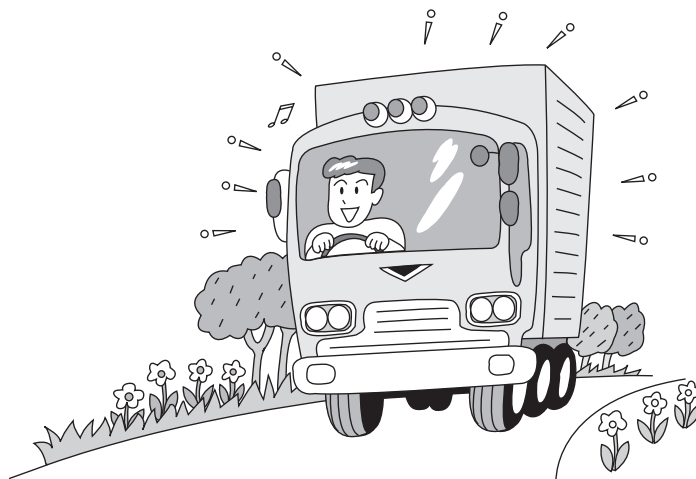
1年毎に収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

## 税法上の特典

企業が従業員のために負担した掛金は、経理上全額、損金または必要経費処理ができます。  
(加入者が負担した掛金は、運営費を控除した金額が生命保険料控除の対象になります。)

## ご注意ください

- 被保険者の同意確認  
加入・増額に際しては、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容を了知し、保険加入に同意する事が必要です。申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある加入（増額）申込書を提出いただけます。
- 保険金等の請求  
死亡保険金のお支払いに際しては、ご請求内容について、ご遺族の方の了知が必要です。  
また、高度障害保険金、給付金のお支払いに際しては、本人の了知が必要です。



# なる身体障害、入院に対し幅広い保障が得られます。

## ●保障内容

保障内容		□ 数									
		1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □
不慮の事故による死亡・高度障害および感染症による死亡	死亡保険金 + 災害保険金	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円
病気による死亡、高度障害	死亡保険金または高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
不慮の事故による身体障害(別表第2級～第6級)	障害給付金	49万円 ～7万円	98万円 ～14万円	147万円 ～21万円	196万円 ～28万円	245万円 ～35万円	294万円 ～42万円	343万円 ～49万円	392万円 ～56万円	441万円 ～63万円	490万円 ～70万円
不慮の事故による入院(5日以上120日限度)	入院給付金	1日につき 1,050円	1日につき 2,100円	1日につき 3,150円	1日につき 4,200円	1日につき 5,250円	1日につき 6,300円	1日につき 7,350円	1日につき 8,400円	1日につき 9,450円	1日につき 10,500円

- イ. 不慮の事故とは、業務上、業務外を問わず、交通事故を含む事故(例えば荷作業中に発生した事故による骨折入院、階段等の踏みはずしによる事故入院など)が対象となります。
- ロ. 不慮の事故による、死亡、高度障害、身体障害、入院は、不慮の事故を直接の原因とし、事故の日より180日以内に該当した場合に適用されます。(注、病気による入院、身体障害は該当しません。)
- ハ. 高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に裏面別表第1級に定める高度障害状態に該当したときお支払いします。また、障害給付金は裏面別表第2級～第6級に定める状態に該当したときお支払いします。
- ニ. 保障は全て、保険期間中に発生したものに限りします。
- ホ. 加入申込後、1年以内の病気による死亡は、死亡原因により保険金が支払われない場合があります。
- ヘ. 入院は日本国内の病院または診療所およびこれと同等とみとめられる日本国外の医療施設への入院をいいます。
- ト. 災害保険金の対象となる感染症とは、別表2(5ページに記載)に定める感染症をいいます。

## ●月額掛金表

(単位：円)

年齢	性別	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □
15～35歳	男性	290	581	872	1,163	1,454	1,744	2,035	2,326	2,617	2,908
	女性	238	476	714	953	1,191	1,429	1,668	1,906	2,144	2,383
36～40歳	男性	327	655	983	1,311	1,639	1,966	2,294	2,622	2,950	3,278
	女性	283	566	849	1,133	1,416	1,699	1,983	2,266	2,549	2,833
41～45歳	男性	380	761	1,142	1,523	1,904	2,284	2,665	3,046	3,427	3,808
	女性	310	620	930	1,241	1,551	1,861	2,172	2,482	2,792	3,103
46～50歳	男性	474	949	1,424	1,899	2,374	2,848	3,323	3,798	4,273	4,748
	女性	362	724	1,086	1,449	1,811	2,173	2,536	2,898	3,260	3,623
51～55歳	男性	621	1,243	1,865	2,487	3,109	3,730	4,352	4,974	5,596	6,218
	女性	433	866	1,299	1,733	2,166	2,599	3,033	3,466	3,899	4,333
56～60歳	男性	820	1,641	2,462	3,283	4,104	4,924	5,745	6,566	7,387	8,208
	女性	492	984	1,476	1,969	2,461	2,953	3,446	3,938	4,430	4,923
61～65歳	男性	1,117	2,235	3,353	4,471	5,589	※太線枠内は継続加入の場合の掛金です。				
	女性	612	1,224	1,836	2,449	3,061					
66～70歳	男性	1,726	3,453	5,180	6,907	8,634					
	女性	847	1,694	2,541	3,389	4,236					
71歳	男性	2,254	4,509	(注)・上記掛金は、被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しております。したがって実際の保険金総額が異なる場合は、上記掛金も異なってまいりますので、その際には改めてご連絡し正規の掛金を適用させていただきます。また、掛金には1口(病気死亡保険金100万円)につき75円の運営費が含まれています。掛金をご加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。(年齢は満年で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以上のものは切上げて1年とし、6ヵ月未満は切捨てます。)							
	女性	1,060	2,120								
72歳	男性	2,460	4,921								
	女性	1,158	2,316								
73歳	男性	2,687	5,375								
	女性	1,270	2,540								
74歳	男性	2,944	5,889								
	女性	1,400	2,800								
75歳	男性	3,240	6,481								
	女性	1,550	3,100								

## ●年齢別・加入口数限度額

加入・増額時年齢の範囲	加入限度口数
14歳7ヵ月以上50歳6ヵ月までの方	最 高 10 口
50歳7ヵ月以上55歳6ヵ月までの方	最 高 5 口
55歳7ヵ月以上60歳6ヵ月までの方	最 高 3 口
60歳7ヵ月以上70歳6ヵ月までの方	最 高 2 口

(注) 継続加入の場合の口数

60歳6ヵ月までは最高10口

60歳7ヵ月以上70歳6ヵ月までは最高5口

70歳7ヵ月以上75歳6ヵ月までは最高2口

※自動更新による継続加入の場合は、75歳6ヵ月まで延長できます。

## 掛金の払込み

掛金は払込み月の当月20日までに取扱窓口にお支払いください。

※2ヵ月を経過しても掛金の払込みがないときは、払込みのなかった月の1日に遡って保障の効力を失います。

## 加入申込み方法と異動の処理

当団体は、下記の要領で、加入の申込みおよび保険期間中の異動処理を行いません。詳細につきましては、取扱窓口または受託生命保険会社の担当社員にお問い合わせください。

### 1. 加入申込みの手続き

#### (1) 加入の時期

加入申込書（様式1号用紙）を作成し、毎月20日までに取扱窓口へ提出した分については翌月1日の加入となります。

#### (2) 保険金受取人

加入申込書の保険金受取人欄に受取人を必ず記入してください。指定のないものについては事業所の代表者とします。

### 2. 保険期間中の異動処理

#### (1) 増額・減額は毎月1日です。

(2) 保険期間中に異動が生じたときは、異動通知書（様式5号用紙）に該当事項を記入し、毎月20日までに取扱窓口へ提出してください。21日以降提出された分は、翌々月の異動処理とします。ただし、死亡・高度障害に関しては事由発生月の翌月1日付として処理します。

### 3. 次年度以降の既契約申込書の更新処理

既加入契約はご加入者からの申し出がない場合、自動継続として更新処理いたします。

## ●〔別表〕 障害給付金給付割合表

等級	身体障害	給付金額
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	1□ 70万円 5□ 350万円 10□ 700万円
	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	1□ 49万円 5□ 245万円 10□ 490万円
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	1□ 35万円 5□ 175万円 10□ 350万円
	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	1□ 21万円 5□ 105万円 10□ 210万円
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)の運動障害を永久に残すもの	1□ 10.5万円 5□ 52.5万円 10□ 105万円
	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1□ 7万円 5□ 35万円 10□ 70万円

## ●〔別表2〕 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとする。

感染症名（分類項目）	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉 出血熱	A98. 0
マールブルグ〈Marburg〉 ウイルス病	A98. 3
エボラ〈Ebola〉 ウイルス病	A98. 4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	U04

※なお、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、平成18年12月8日公布の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」第一条に規定する「南米出血熱」及び「結核」についても支払対象とします。

◆次の場合には保険金や、給付金をお支払いできませんのでお申し込みの際し特にご注意ください。

免責により死亡保険金または高度障害保険金をお支払いできない場合	免責により災害保険金、障害給付金または入院給付金をお支払いできない場合	契約の解除により、保険金または給付金をお支払いできない場合
(イ) 加入後（増額後）1年以内で自殺したとき ※増額の際は増額部分について (ロ) 受取人が故意に被保険者を死亡させたとき (ハ) 被保険者または受取人の故意による高度障害のとき (ニ) 戦争その他の変乱による死亡・高度障害のとき	(イ) 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (ロ) 災害保険金に関しては、受取人の故意または重大な過失によるとき (ハ) 被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故または、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間あるいは、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (ニ) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき	加入（増額）申込の際、告知いただくこと がらにつき、契約者または被保険者が故意 または重大な過失によって事実を告げな かったかまたは事実でないことを告げたとき ※増額の際は増額部分について

## ご契約に際しての特に重要なお知らせ「契約概要」

この団体定期保険『契約概要』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

——各事項の詳細等については当パンフレットの該当箇所を必ずご確認ください——

【保険商品の名称】 団体定期保険

【保険商品の特徴】 企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

【保 険 期 間】 保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【保険金等をお支払する事由の概要について】

- 保険期間中に、死亡された場合
- 加入（責任開始）日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合  
※その他の特約等については、当パンフレットをご参照ください。

【保険金（給付金）等の支払事由に該当し保険金（給付金）等が支払われた後、保障が消滅する場合】

- お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- 高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。  
※その他詳細につきましては必ず当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

【引受条件（加入資格・保険金額・特約等）】

加入資格や保険金・給付金額、付加された特約等の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ず当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

【保険料に関する事項】

保険料は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくは必ず当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

【配当額に関する事項】

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

【脱退による返戻金・満期保険金について】

この保険には、被保険者の脱退による返戻金、および保険期間満了による満期保険金はありません。

この保険契約は、AIGエジソン生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社のうち、事務幹事会社が他の生命保険会社から委任を受けて事務を行います。被保険者の加入保険金額等については、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負いません。また、将来に向かって、引受生命保険会社および引受割合を変更することがあります。

## ご契約に際しての特に重要なお知らせ「注意喚起情報」

この団体定期保険「注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレット等の該当箇所を必ずご参照ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は、告知を行う際の重要事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

■当社が書面でおたずねすることについて、ありのままをご記入ください。（告知義務）

#### 【告知の重要性について】

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

〔告知いただく具体的な病名等について〕

狭心症 心筋こうそく 心臓弁膜症 先天性心臓病 心筋症 高血圧症 / 脳卒中（脳出血 脳こうそく くも膜下出血）  
脳動脈硬化症 / 精神病 ノイローゼ てんかん 自律神経失調症 アルコール中毒 / ぜんそく 慢性気管支炎 肺結核 /  
胃かいよう 十二指腸かいよう かいよう性大腸炎 すい臓炎 / 肝炎 肝硬変 肝機能障害 / 腎炎 ネフローゼ 腎不全 /  
緑内障 網膜の病気 角膜の病気 / ガン 肉腫 白血病 しゅよう ポリープ / 糖尿病 リウマチ こうげん病 貧血症  
紫斑病 / 子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症

#### 【告知受領権について】

生命保険会社の社員（営業社員・コールセンター担当者等）・契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

#### 【傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあることについて】

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままを正確に告知してください。（なお、その内容によってはお引受けできないこともあります。）

#### 【正しく告知されない場合のデメリットについて】

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。

また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日からの年数は問いません。

（告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも無効となる場合があります。また、無効となった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。）

## ご契約にあたっての重要事項

### 【ご契約お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について】

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

### 【ご契約の責任開始期について（責任開始）】

ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。

生命保険会社社員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 【次のような場合等には保険金・給付金等をお支払いできないことがあります】

#### ■免責事由（死亡・高度障害の場合）

- ・加入（責任開始）日から1年以内における被保険者の自殺
- ・ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意
- ・戦争その他の変乱

#### ■加入（責任開始）日前の疾病や不慮の事故（高度障害の場合）

- ・加入（責任開始）日前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合

#### ■告知義務違反

- ・ご契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

#### ■詐欺・不法取得目的による無効

- ・ご契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金などの不法取得目的があつて、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

※その他詳細につきましては、当パンフレットをご参照ください。

### 【脱退による返戻金・満期保険金について】

この保険には、被保険者の脱退による返戻金、および保険期間満了による満期保険金はありません。

### 【保険金・給付金等のご請求について】

お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

なお、当社で委託した確認担当者が保険金・給付金等のご請求の際ご請求内容について確認させていただく場合があります。

### 【引受保険会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています】

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

### 【引受保険会社】

AIGエジソン生命保険株式会社 本社 : 〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3オリナスタワー TEL (03) 6658-6000

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス : <http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

# ●掛金額試算表

年 齢	区分	1 口			2 口			3 口			4 口			5 口		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳	男性	290			581			872			1,163			1,454		
	女性	238			476			714			953			1,191		
36～40歳	男性	327			655			983			1,311			1,639		
	女性	283			566			849			1,133			1,416		
41～45歳	男性	380			761			1,142			1,523			1,904		
	女性	310			620			930			1,241			1,551		
46～50歳	男性	474			949			1,424			1,899			2,374		
	女性	362			724			1,086			1,449			1,811		
51～55歳	男性	621			1,243			1,865			2,487			3,109		
	女性	433			866			1,299			1,733			2,166		
56～60歳	男性	820			1,641			2,462			3,283			4,104		
	女性	492			984			1,476			1,969			2,461		
61～65歳	男性	1,117			2,235			3,353			4,471			5,589		
	女性	612			1,224			1,836			2,449			3,061		
66～70歳	男性	1,726			3,453			5,180			6,907			8,634		
	女性	847			1,694			2,541			3,389			4,236		
71歳	男性	2,254			4,509											
	女性	1,060			2,120			合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円
72歳	男性	2,460			4,921											
	女性	1,158			2,316											
73歳	男性	2,687			5,375											
	女性	1,270			2,540											
74歳	男性	2,944			5,889											
	女性	1,400			2,800											
75歳	男性	3,240			6,481											
	女性	1,550			3,100											
合計			人	円	合計	人	円									

年 齢	区分	6 口			7 口			8 口			9 口			10 口		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳	男性	1,744			2,035			2,326			2,617			2,908		
	女性	1,429			1,668			1,906			2,144			2,383		
36～40歳	男性	1,966			2,294			2,622			2,950			3,278		
	女性	1,699			1,983			2,266			2,549			2,833		
41～45歳	男性	2,284			2,665			3,046			3,427			3,808		
	女性	1,861			2,172			2,482			2,792			3,103		
46～50歳	男性	2,848			3,323			3,798			4,273			4,748		
	女性	2,173			2,536			2,898			3,260			3,623		
51～55歳	男性	3,730			4,352			4,974			5,596			6,218		
	女性	2,599			3,033			3,466			3,899			4,333		
56～60歳	男性	4,924			5,745			6,566			7,387			8,208		
	女性	2,953			3,446			3,938			4,430			4,923		
合計			人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円

総合計	人	円
-----	---	---

お問合せ照会 **日本貨物運送協同組合連合会** 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目23番地 東貨健保会館4階  
TEL 03-3355-2031 FAX 03-3355-2037

■当制度は社団法人全日本トラック協会が下記生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

※本契約は、下記生命保険会社のそれぞれの引受割合による共同引受契約です。各加入者の加入保険金額・給付金額について、各生命保険会社は、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。下記引受割合は平成20年5月1日現在のものであり、引受会社および引受割合は今後、変更することがあります。なお本契約の事務管理については、幹事会社であるAIGエジソン生命保険株式会社が行ないます。

※保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合も、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

### 個人情報の取扱について

契約者は加入対象者（被保険者）と保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）(以下、個人情報)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、契約者、他の生命保険会社および再保険会社(注)に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

なお、引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

## 委 託 生 保

### 事務幹事

AIGエジソン生命保険株式会社 (42%) 太陽生命保険株式会社 (5%) 住友生命保険相互会社 (15.5%)  
大同生命保険株式会社 (31%) 明治安田生命保険相互会社 (2.5%)  
三井住友海上きらめき生命保険株式会社 (2%) フコクしんらい生命保険株式会社 (2%)

(平成20年5月1日現在)

登E-団09-002 (2009.1.28) No.0934